

江連八間 土地改良区だより

第12号

発行日 令和5年4月1日
発行者 江連八間土地改良区
理事長 吉原 光夫
〒304-0817 下妻市羽子 53 番地 1
TEL 0296-44-3934
FAX 0296-44-9186

第十二回 通常総代会



理事長 吉原 光夫

ご挨拶

おはようございます。本日は、第十二回通常総代会にお忙しい中ご参集を賜りありがとうございます。新型コロナウイルスも収まりつつありまして、このような会議やいろいろな会議が書面議決というような形で今まで行われてきたと思います。今日のようには通常の形で会議ができるようになったということはいずれの限りでございます。

そうゆう中で、世の中を見てみますといろんな面で厳しい状況の中にあるのではないのでしょうか。ウクライナの戦争、異常なまでの円安などが影響しまして、あらゆるものが値上がりしている状況になっております。我々、農業者としましては米価が上がらない中で生産資材の高騰等により、これからの農業経営は厳しい状況の中に置かれていくのではないかと懸念される所でございます。

土地改良区といたしましても大変な状況に陥っております。それは、電気料金の高騰でございます。電気料金が値上りしたため土地改良区の負担が大きく膨らんでいます。東京電力は、すでに本年6月から30パーセントの値上げを言っております。受益地管内には240箇所の機場がございます。

ます。その中で使用されている電気料は、これまで6000万円ぐらいかかっておりましたが、皆さんご存じのように、これをなんとか削減しようということで三年前から機場の管理者、あるいは関係者の皆さんにご協力をお願いして節約をまいりました。その結果、6000万円が4500万円になり、1500万円の節約ができたという経緯になっております。しかし、昨年の機場電力料約8000万円は過去に例を見ない大きい出費でした。補正予算で対応し、また関係機関への陳情活動を行い茨城県、常総市、下妻市、筑西市からの補助を受けることができたが、令和5年度の補助金については今のところどうなるかわかっておりませんので、電力料については積立金を取り崩して充てる予算を組んでおります。電力料の削減に向けて節水や利水調整に努め、組合員の皆様に負担をかけるないように役職員一丸となって取り組んで参ります。

その他では、国営幹線の維持管理に係る経費は、今まで鬼怒川南部土地改良区連合の中には七つの土地改良区があるわけでございますが、受益地ごとに各土地改良区が経費を出し合っていたわけです。私も鬼怒川南部土地改良区の理事長をさせていただいている以上は何とか節約しなければならぬという思いで、七つの土地改良区の職員に協力してもらい国営幹線の除草剤散布や雑木伐採、水路の漏水等の補修を業者に頼むのではなく、やれるところは自分たち

でやっていたことと去年から実施しております。お陰で鬼怒川南部土地改良区連合の維持管理費の削減につながりました。その中で私共江連八間土地改良区の維持管理費も1500万円ぐらい削減ができました。今後七つの土地改良区との連携を図り、経費の削減と水利の円滑な調整をしていきます。

本年度、現在進行中の事業は、総上・豊加美地区、三坂地区の二地区の圃場整備事業が進められ、一部は作付けできることまで進んできています。また、用排水施設は全体的に老朽化が進んでいるため維持管理には補助事業を活用して年次計画や優先順位を検討し、予算を効率的に少しでも出費を無くしていこうという体制でやっていきますので、組合員の皆様には今後土地改良区の運営にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



令和5年2月28日開催

令和三年度
一般会計
決算報告

収 入			支 出				
科 目	本年度決算額	本年度予算額	増・減(▲)	科 目	本年度決算額	本年度予算額	増・減(▲)
土地改良事業	217,086,350	216,125,000	961,350	維持管理費	113,570,970	156,460,000	▲42,889,030
附 帯 事 業	12,959,038	6,141,000	6,818,038	一般管理費	105,181,985	119,674,000	▲14,492,015
基本財産	1,123,244	979,000	144,244	会 議 費	33,860	500,000	▲466,140
特定財産	17,000	20,000	▲3,000	選 挙 費	0	3,000	▲3,000
補助金等	10,050,801	8,625,000	1,425,801	賦課徴収費	1,855,410	2,900,000	▲1,044,590
寄 付 金	816,760	300,000	516,760	負 担 金	2,201,500	3,000,000	▲798,500
受 託 料	3,077,890	3,000,000	77,890	諸 費	977,769	5,606,000	▲4,628,231
雑 収 入	3,851,561	1,281,000	2,570,561	繰 出 金	17,030,000	17,030,000	
借 入 金	0	2,000	▲2,000	予 備 費	0	47,734,000	▲47,734,000
繰 入 金	0	37,400,000	▲37,400,000				
繰 越 金	79,034,190	79,034,000	190				
合 計	328,016,834	352,907,000	▲24,890,166	合 計	240,851,494	352,907,000	▲112,055,506

令和三年度
事業報告

第一地区及び組合員の状況

① 地区の総面積 (令和4年5月31日調整)

	前年度末地積	本年度末地積	増	減
かんがい施設	4,254ha	4,247ha		7ha

② 組 合 数

	前年度末	本年度末	増	減
第1選挙区	311人	310人		1
第2選挙区	786人	781人		5
第3選挙区	549人	546人		3
第4選挙区	376人	375人		1
第5選挙区	392人	393人	1	
第6選挙区	575人	577人	2	
第7選挙区	216人	215人		1
第8選挙区	232人	231人		1
第9選挙区	490人	489人		1
第10選挙区	359人	359人		
第11選挙区	424人	434人	10	
第12選挙区	443人	443人		
第13選挙区	566人	563人		3
合 計	5,719人	5,716人		3

第一事業の状況

- ① 用水について
- ・ 幹線水路の除草工事及び浚渫工事を請負により実施した。
 - ・ 揚水樋管については、国土交通省の履行検査を受け、法令等に基づき管理した。
- ② 排水について
- ・ 各排水機場の定期点検、随時点検を実施した。
 - ・ 各幹線排水路において、請負による除草工事を実施。他に、地元組合員による草刈清掃が実施された。
 - ・ 排水樋管については、国土交通省の履行検査を受け、法令等に基づき管理した。
- 二、工事施行の状況
- ① 一般会計による施行状況

- (1) 各施設の改良、保安工事
- ・ 二本紀機場吸水槽補修工事
 - ・ 大生排水機場屋根取付及び排水管工事外
 - ・ 朝日排水機場高圧コンデンサー交換工事
- (2) 用排水路整備工事
- ・ 県営豊加美支線水路の目地補修工事
 - ・ 県営舟玉支線水路高上げ工事
 - ・ 源次郎分水管理橋設置工事
- (3) 用排水路除草・浚渫工事
- ・ 職員による用水路敷除草剤散布
 - ・ 国営左岸幹線水路
 - ・ 筑西市伊讚美下妻市砂沼
 - ・ 下妻市砂沼常総市妙見
 - ・ 県営支線水路
 - ・ 舟玉、豊加美、小保川、大房、石下、六軒
- 組合員による草刈 2地区
- ・ 排水路堤塘除草工事
 - ・ 千代田堀・百間堀・大生排水路・豊田排水路・柳原排水路
- 組合員による草刈 25地区
- ・ 用水路浚渫
 - 第1工区 舟玉支線(源次郎分水上野地内)
 - 第2工区 左岸幹線(広岡水門妙見水門)
 - 第3工区 小保川支線(小保川水門本石下地内)
 - 第4工区 豊加美支線(堀籠・豊加美分水館方地内)
 - 第5工区 大房支線(左岸幹線吐出三坂新田地内)
 - 第6工区 石下支線(収納谷水門関鉄サイフォン)
 - 第7工区 六軒支線(左岸幹線吐出福二地内)
- 組合員による排水路浚渫 2地区
- 組合員による排水路浚渫 1地区
- (4) 塗装等工事 なし
- (5) その他の工事 なし
- ② 補助事業による工事(特別会計)
- ・ 維持管理適正化事業第41期生保喜田地区
 - ・ 維持管理適正化事業第42期生北台第2地区

・耕作条件改善事業亀崎地区排水路整備工事

第二 事務の経過

一、総代会の開催及びその議決事項

◎第十二回 臨時総代会

令和四年十一月二十九日（総代定数九十名・現在数八十七名 出席六十九名・欠席十八名）

- 決議事項
認定第一号 令和三年度 事業報告承認について
認定第二号 令和三年度 財産目録承認について
認定第三号 令和三年度 収支決算承認について

- ① 一般会計 収支決算
② 特別会計 基本財産積立金収支決算
③ 特別会計 役員退任慰労金積立金収支決算
④ 特別会計 職員退職給与積立金収支決算
⑤ 特別会計 機場運転責任者退職給与積立金収支決算

- ⑥ 特別会計 減価償却積立金収支決算
⑦ 特別会計 地区除外決済金積立金収支決算
⑧ 特別会計 施設機能維持費積立金収支決算
⑨ 特別会計 償還金収支決算
⑩ 特別会計 国営施設応急対策事業積立金
⑪ 特別会計 総上・豊加美地区
⑫ 特別会計 三坂地区
⑬ 特別会計 維持管理適正化事業第41期生保喜田
⑭ 特別会計 第二揚水機場送水管改修工事
⑮ 特別会計 二用水機場取水ゲート改修工事

- ⑯ 特別会計 耕作条件改善事業亀崎地区排水路整備
⑰ 特別会計 県圃総上・豊加美地区創設用地積立金
認定第四号 令和三年度 中間監査及び決算監査報告

議案第一号 令和四年度 一般会計補正予算（案）の議決について

◎第十二回 通常総代会開催

令和五年二月二十八日（総代定数九十名・現在数八十七名 出席七十七名・欠席十名）

令和五年度 予算議決

第十二回通常総代会は、新型コロナウイルス感染症対策をして、通常開催を致しました。

吉原理事長挨拶の後、議長に第2選挙区の高橋清総代が指名され、左記十議案が原案の通り議決された。

議案第一号 令和四年度 一般会計収支補正予算（案）について

議案第二号 令和五年度 組合費の賦課率及び賦徴徴収方法並びに賦課徴収期限の議決について

議案第三号 令和五年度 現金保管に関する金融機関の議決について

議案第四号 令和五年度 役員・総代の報酬及び費用弁償について

議案第五号 令和五年度 地区除外決済金について

議案第六号 令和五年度 事業計画（案）及び会計収支予算（案）について

議案第七号 令和五年度 県圃総上・豊加美地区圃場備事業予定及び長期借入について

議案第八号 令和五年度 県圃三坂圃場整備事業及び長期借入について

議案第九号 令和五年度 維持管理適正化事業（43期生）事業施行並びに収入支出予算（案）の議決について

議案第十号 令和五年度 県単事業施行並びに収入支出予算（案）の議決について

令和五年度 事業計画について

当改良区の施設については、国営事業完了後、約五十年が経過し、施設の大半の老朽化が進んでおり国営応急対策事業で更新しております。国営水路除草工事につき

ましては、鬼怒川南部土地改良区連合と七改良区の職員連携を図り、経費軽減に向けて除草剤散布及び雑木伐採を実施いたします。

用排水路の管理について、幹支線用水は上流部と連携を取りながら用水不足が生じることのないよう配水計画に則り利水調整にあたります。

除草及び軽微な漏水補修等は職員が対応し、排水は不測の自然災害に備え、対応すべく排水機場等の定期点検・診断を行い、排水に支障がないよう万全に当たって参ります。

揚水機場の電気料軽減対策については、機場管理者と巡視活動を実施し、組合員皆様と節水節電して来ましたが、昨年は電気料金の上昇に伴い、今まで過去に例をみない電気料金がかかりました。国、県、関係市に要望し前年度との差額分が補助の対象となりました。今後も関係機関と連携を取りながら更なる節水節電の意識向上を図って参ります。

賦課徴収に関しては、過去5年平均約九十八%納付実績でありますが、更なる納付向上を目指すために、関係各市農政窓口及び農業委員会等と情報を共有する事により納付実績向上に繋がります。また滞納に関しては、長期滞納者防止対策として、改良区納付相談窓口に重点を置く事により個別相談を実施し、経済状況・農地貸付状況等を適切に精査把握し更に分割納付契約書を取り交わし、滞りなく実行出来るように努めます。

会計業務については、複式簿記の導入により、財務状況の明確化を図り健全な業務運営に努めます。

管内の圃場整備事業については、総上・豊加美地区土地改良事業は、2工区が完了し、本年度は3工区荒整地及び排水路工事を施工致します。三坂地区土地改良事業については、東工区の仕上げ地及び排水路横断工事が完了し、本年度は、西工区用水施設工事及び第2用水機場工事を施工します。

以上、本土地球改良区の円滑なる運営を図り、役員一丸となつて、令和五年度の事業推進を図って参ります。

収 入				支 出			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増・減(▲)	科 目	本年度予算額	前年度予算額	増・減(▲)
土地改良事業収入	218,377,000	217,032,000	1,345,000	土地改良事業費支出	149,741,000	119,228,000	30,513,000
附帯事業収入	6,516,000	6,516,000		一般管理費支出	129,423,000	129,667,000	▲244,000
基本財産運用収入	916,000	978,000	▲62,000	土地改良事業負担金支出	120,340,000	254,115,000	▲133,775,000
補助金等収入	13,371,000	18,975,000	▲5,604,000	支 払 利 息	450,000	160,000	290,000
交付金収入	6,210,000	0	6,210,000	基本財産積立支出	6,000,000	6,000,000	
寄附金収入	250,000	300,000	▲50,000	特定資産積立支出	8,030,000	8,030,000	
業務受託料収入	4,000,000	4,700,000	▲700,000	雑 支 出	150,000	150,000	
雑 収 入	1,017,000	1,027,000	▲10,000	繰 越 金	1,000,000	0	1,000,000
借入金収入	99,377,000	232,252,000	▲132,875,000	予 備 費	20,000,000	24,530,000	▲4,530,000
特定資産取崩収入	25,000,000	0	25,000,000				
創設用地収入	100,000	100,000					
繰 越 金	60,000,000	60,000,000					
合 計	435,134,000	541,880,000	▲106,746,000	合 計	435,134,000	541,880,000	▲106,746,000

令和五年度 一般会計 収入支出予算

◎今年度は、総代・役員改選となります

・総代任期 令和六年一月二十七日
 ・役員任期 令和六年三月十九日
 各地区での、次期総代・役員の選出について
 ご協議くださいますようお願いいたします。

積立資産区分	年度当初	年度中増減	年度末見込
基本財産	214,138,000	1,000,000	215,138,000
役員退任慰労金	4,165,000	550,000	4,715,000
職員退職給与	94,692,000	4,580,000	99,272,000
車両備品等減価償却	11,745,000	100,000	11,845,000
農地転用決済金	150,108,000	▲8,800,000	141,308,000
施設機能維持費	142,119,000	▲13,500,000	128,619,000
事業積立金	25,000,000	5,000,000	30,000,000
創設用地積立	38,379,000	100,000	38,479,000
合 計	680,346,000	▲10,970,000	669,376,000

令和五年度 積立金残高見込

◎地区除外決済金について

農地以外の地目に変更する時は、改良区が定める「地区除外決済金」がかかります。地区除外決済金を納めて頂き、土地台帳から抹消いたします。決済金の額は、所在する土地に対する賦課金の20年分です。決済金をお支払い後に、関係市に届け出る「意見書」を交付いたします。

◎施設機能維持費決済金について

地区除外決済金納付時に、除外した後の用排水施設の維持管理及び災害復旧等の費用として施設機能維持費決済金として納付願います。決済金の額は、所在する土地に対する賦課金の30年分です。従って、地区除外するときは、当該年度賦課額に対し、合計50年分を納付願います。また、決済時点において未納賦課金がある場合には、併せて清算いたしますので、ご了解願います。

◎維持管理委員会の地区除外決済金

江連八間土地改良区の地区除外決済金の他、各維持管理委員会地区内の農地である場合は、左表の維持管理委員会が規定する決済金も併せて納めて頂きます。これは、土地改良区と同様に、加入している土地が減ることによって、残る組合員への負担が増えないように定めているためです。又、決済金の額は、各委員会とも、前年度と変更はありません。

各維持管理委員会賦課金 (10) 賦課単価 10 a 当り
当改良区が受託する維持管理委員会の賦課になります

【砂沼地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 1,000円
- 2. 納入期限 令和5年 5月31日 (水)

【石下東部地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 1,500円
(畑) 1,000円
- 2. 納入期限 令和5年10月31日 (火)

【下妻千代川地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 2,000円
全期 (畑) 1,500円
- 2. 納入期限 令和5年 6月30日 (金)

【樋橋地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 2,000円
- 2. 納入期限 令和5年11月30日 (木)

【若宮戸地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田・畑) 1,000円
- 2. 納入期限 令和5年 6月30日 (金)

【二本紀地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 3,000円
- 2. 納入期限 1期 令和5年 5月 1日 (月)
2期 令和5年10月 2日 (月)

【水海道東部第1地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 3,000円
(畑) 1,000円
- 2. 納入期限 令和5年 6月30日 (金)

【水海道東部第2地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額
川崎地区 全期 (田) 3,000円
全期 (畑) 1,500円
東地区 全期 (田) 4,000円
全期 (畑) 1,700円
- 2. 納入期限 1期 令和5年 7月31日 (月)
2期 令和5年10月31日 (火)

【大生地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 4,000円
全期 (畑) 2,000円
- 2. 納入期限 1期 令和5年 6月30日 (金)
2期 令和5年11月30日 (木)

【総上・豊加美地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 4,000円
全期 (畑) 1,000円
- 2. 納入期限 1期 令和5年 5月31日 (水)
2期 令和5年10月 2日 (月)

【三坂地区維持管理賦課金】

- 1. 賦課金額 全期 (田) 4,000円
全期 (畑) 1,000円
- 2. 納入期限 令和5年 5月 1日 (月)

《令和5年度 賦課金通知について》

【江連八間土地改良区賦課金】 賦課単価10a当り

- 1. 賦課金額 3ブロック4段階賦課体制
旧江連単独地区 (田) 4,500円
重複地区[基準] (田) 7,500円
旧八間単独地区 (田) 3,000円
旧八間単独地区 (畑) 2,400円
 - 2. 賦課期日
全期 令和5年 4月 1日
 - 3. 納入期限
第1期 令和5年 5月 1日 (月)
第2期 令和5年10月 2日 (月)
- ※納入期限 (月末) が土・日・祝祭日になる時は、
休日の翌日になります。

◎賦課金通知に不服があるときは？

通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、書面を以って理事長に対して審査請求をする事が出来ます。

現金支払いの方へお知らせ

直接、改良区または、次の金融機関に納めていただきます。

- 1. 筑波銀行 (県内本支店)
- 2. JA常総ひかり農業協同組合 (本支店)
- 3. 北つくば農業協同組合 (本支店)

尚、当改良区は、口座振替制度を推進しておりますので、現在現金支払いの方は口座振替への変更にご協力をお願い致します。

各維持管理委員会 地区除外決済金

(10a当たりの額)

- 1. 砂沼地区維持管理委員会 20,000円
- 2. 石下東部地区維持管理委員会 30,000円
- 3. 下妻千代川地区維持管理委員会 20,000円
- 4. 樋橋地区維持管理委員会 40,000円
- 5. 若宮戸地区維持管理委員会 15,000円
- 6. 二本紀地区維持管理委員会 30,000円
- 7. 水海道東部第1地区維持管理委員会 40,000円
- 8. 水海道東部第2地区維持管理委員会
川崎地区 (田) 60,000円 (畑) 30,000円
東地区 (田) 80,000円 (畑) 34,000円
他地区 (田) 82,000円 (畑) 34,000円
- 9. 大生地区維持管理委員会 60,000円
- 10. 関本地区維持管理委員会 20,000円

「令和5年度 番水計画実施」について

第一回目	四月二十八日(金)	午前10時から
第二回目	四月二十九日(土)	午前10時まで
第三回目	四月三十日(日)	午前10時から
第二回目	五月一日(月)	午前10時まで
第三回目	五月二日(火)	午前10時から
第四回目	五月三日(水)	午前10時まで
第四回目	五月四日(木)	午前10時から
第四回目	五月五日(金)	午前10時まで

以上、例年通り四回実施いたします。

今年の田植期の水状況について

現在のの上流水源である上流ダム群(五十里ダム・川俣ダム・川治ダム・湯西川ダム)の貯水量は、通年よりも少ない状況(平年値対比80%(3月8日現在))となっております。

このような状況から、例年は4月20日頃から下流域への通水を開始しますが、本年は通水の準備を早期に完了し、砂沼が満水になり次第、送水を開始する予定ですので、組合員の皆様も、田植への準備を早い段階で始められ、用水が潤沢な早い時期に、田に水を入れていただきますよう、ご協力をお願い致します。

◎揚水機場(229箇所)
令和4年度に使用した機場電気料
78,634,979円

令和元年度より電気料削減対策として試行した、監視委員による機場運転状況調査については、用配水調整委員会のご協力のもと、用水期間中を通して実施しましたが昨年は電気料金の上上げに伴い、今まで過去に例をみない電気料金がかかりました。本年度も引き続き、調査を実施します。組合員の

皆様には、なお一層、節電・節水に対する協力をお願い致します。

一、節電対策

◎週2回(月・金)の運転休止

◎雨天時の運転停止 一、機場の管理について

二、機場の管理について

雷雨時は運転を休止し、十分に天候が回復するまで、通電しないでください。ポンプ故障の原因となります。

尚、運転管理者の方は、責任をもって運転開始及び運転停止の操作に当たってください。

用配水調整委員会・機場管理委員会

令和4年度の事業(抜粋)

毎年度事業計画を立て、補助事業を活用して改修致します。

防災重点農業用ため池緊急整備事業



- 工事内容 下妻市砂沼新田 30-1 (砂沼)
- 事業内容 劣化状況評価業務
- 調査業務 5,115,000円 土地改良団体連合会

三坂地区圃場整備事業



常総市三坂地内

- 事業内容 仕上げ整地 25.8ha
- 用水機場 一式
- 区画整理 25.5ha(荒整地)
- 広域農道横断暗渠 関東鉄道横断水路

総上・豊加美地区圃場整備事業



総上・豊加美地内

- 事業内容 2期地区 区画整理工事 34.9ha
- 第2用水機場ポンプ工事 一式
- 第2用水機場ゲート工事 一式
- 広域農道横断暗渠 関東鉄道横断水路

国営施設応急対策事業 鬼怒川南部地区 左岸幹線水路整備工事 開渠工L=620.41m (筑西市小川地内)



幹線用水路 ゴミ不法投棄

排水機場モーター等盗難



◎水路へのゴミの不法投棄について
水路へのゴミの不法投棄が後を絶ちません。用水の通水に支障をきたしているばかりではなく、近年はその処分費用が大きな負担となっております。処分費用は皆様からの賦課金から支出しております。不法投棄防止へ向けて、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

◎土地改良区施設等の盗難について
当改良区の管内で機場建物を壊して何者かが侵入しポンプ用モーター、ケーブル及びアルミ製品等が盗まれる事件が発生しました。不審車両等を目撃された場合は、改良区及び警察に報告して下さい。